

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和３年９月27日
【会社名】	株式会社ユニバーサル園芸社
【英訳名】	UNIVERSAL ENGEISHA CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安部 豪
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市大字佐保193番地の２
【電話番号】	072-649-2266（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 野呂 千佳子
【最寄りの連絡場所】	大阪府茨木市大字佐保193番地の２
【電話番号】	072-649-2266（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 野呂 千佳子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

令和3年9月25日開催の当社第48期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
令和3年9月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 20円 総額96,088,220円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年9月27日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 当社グループの事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(3) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、及び当社と業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、変更案第28条（取締役の責任免除）を新設するものであります。

(4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、取締役会長職の追加、条文・字句の修正等所要の変更を行うものであります。変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15) (条文省略) (新 設) (16) (条文省略) 第3条 (条文省略) (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第10条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第3章 株主総会 (基準日) 第12条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 第13条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 第15条 (条文省略) (決議要件) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。	第1章 総 則 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15) (現行どおり) (16) コンサルティング業務 (17) (現行どおり) 第3条 (現行どおり) (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削 除) (3) 会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条～第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第3章 株主総会 (基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。 第13条 (現行どおり) (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 第15条 (現行どおり) (決議要件) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
2. 会社法第309 条第2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1 を有する株主が出席し、その議決権の3 分の2 以上に当たる多数をもって行う。	2. 会社法第309 条第2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1 <u>以上</u> を有する株主が出席し、その議決権の3 分の2 以上に当たる多数をもって行う。
第17 条 (条文省略)	第17 条 (現行どおり)
第4 章 取締役及び取締役会 (員数)	第4 章 取締役及び取締役会 (員数)
第18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。	第18 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10 名以内とする。
(新 設)	2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。
(選任)	(選任)
第19 条 取締役の選任は、株主総会において選任する。	第19 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(任期)	(任期)
第20 条 取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
(新 設)	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第21 条 取締役会は、取締役会の中から代表取締役1 名を選定する。	第21 条 取締役会は、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役社長1 名、取締役副社長1 名、専務取締役及び常務取締役1 名を選定することができる。	2. 取締役会の決議により、 <u>取締役会長1 名、</u> 取締役社長1 名、取締役副社長、専務取締役、 <u>常務取締役各若干名</u> を選定することができる。
第22 条 (条文省略)	第22 条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。	第23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第24 条

現行定款	変更案
	<u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 2. 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 2. 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>
(取締役会規程) 第25条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第26条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	(取締役の責任免除) 第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u> (選任) 第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。</u> (任期)	(削除) (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
第 2 9 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠により選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u> <u>(常勤の監査役)</u>	(削 除)
第 3 0 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u>	(削 除)
第 3 1 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(監査役会規程)</u>	(削 除)
第 3 2 条 <u>監査役会の運営その他に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u> <u>(報酬等)</u>	(削 除)
第 3 3 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>(監査役の責任免除)</u>	(削 除)
第 3 4 条 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	第 5 章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第 2 9 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 3 0 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>(監査等委員会規程)</u> 第 3 1 条 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u> 第 6 章 会計監査人 第 3 2 条～第 3 3 条 (現行どおり)
第 6 章 会計監査人 第 3 5 条～第 3 6 条 (条文省略) (報酬等)	(報酬等)
第 3 7 条	第 3 4 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得てこれを定める。

現行定款	変更案
会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得てこれを定める。 第38条 (条文省略) 第7章 計 算 第39条 (条文省略) (剰余金の配当) 第40条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第41条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	第35条 (現行どおり) 第7章 計 算 第36条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年6月30日とする。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、森坂拓実、安部豪、西川道広、片岡義雄を選任するものがあります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
監査等委員である取締役として、池原健一郎、井関新吾、桑章夫を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
補欠の監査等委員である取締役として、小林賢二を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200,000千円以内とすること、及び各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	8,313	352	—	(注) 1	可決 95.93
第2号議案	8,558	107	—	(注) 2	可決 98.76
第3号議案					
森坂 拓実	8,534	131	—	(注) 3	可決 98.48
安部 豪	8,561	104	—		可決 98.79
西川 道広	8,563	102	—		可決 98.82
片岡 義雄	8,558	107	—		可決 98.76
第4号議案					

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
池原健一郎	8,551	114	—	（注） 3	可決 98.68
井関 新吾	8,540	125	—		可決 98.55
桑 章夫	8,543	122	—		可決 98.59
第5号議案	8,503	162	—	（注） 3	可決 98.13
第6号議案	8,477	188	—	（注） 1	可決 97.83
第7号議案	8,508	157	—	（注） 1	可決 98.18

- （注） 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上